

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

準備書面・書証等提出書

2018年8月10日

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

被告 示現舎合同会社代表者代表社員 宮部龍彦殿

宮部龍彦殿・三品純殿 (FAX020-4664-2806)

原告代理人 弁護士 指宿 昭一



FAX03-6427-5903

頭書事件について、原告代理人は、下記書面を提出します。

記

1 準備書面8	15頁
2 準備書面9	6頁
3 主張整理案2	10頁
4 甲第159号証	15頁

準備書面・書証受領書

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

原告訴訟代理人 弁護士 指宿昭一 約 (FAX03-6427-5903)

上記書面を受領しました。

2018年 月 日

被告示現舎合同会社代表者代表社員宮部龍彦 印

被告宮部龍彦 印

被告三品純 印

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号

損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被 告 ら 示現舎合同会社 外 2 名

2018年8月13日

準備書面 8

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫



同 山 本 志 都



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



原告らは、本書面で、被告の準備書面（6）に対して、必要最小限度の反論を行う。

第 1 「第 1 過去の『同和地区精密調査報告書』がすべて公になっていること」について

被告は、「同和地区精密調査報告書」につき、①内閣総理大臣官房同和対策室長が極秘扱いであることを明言していないこと、②古書店に出回っていること、③昭和 37 年・38 年作成のものと昭和 43 年 3 月作成のものは極秘扱い

にされた形跡がなく、④昭和37年・38年作成のものの主な内容は同和対策審議会答申の付属文書とされていることを理由に、極秘扱いされていないと主張するようである。

しかし、①は立証されていない上に、仮に立証されたとしても極秘扱いされていなという根拠にはならないし、②もどの程度で回っているかは主張立証されておらず、極秘扱いされていない根拠にはならず、③は立証されておらず、④は部落差別の解消を進めるための同和対策審議会答申の付属文書として必要最小限度の内容が掲載されたにすぎず、文書自体が極秘扱いされていなかった根拠にはならない。

なお、被告は、同文書が極秘扱いされていなかったことを主張しているにすぎないが、「第1」のタイトルを「過去の『同和地区精密調査報告書』がすべて公になっていること」としてすり替えを行っている。

第2 「第2 原告近藤登志一が社会事業大学に圧力をかけて『全国部落調査』の閲覧制限がされたこと」

被告は、原告近藤登志一が社会事業大学に圧力をかけて『全国部落調査』の閲覧制限がされたと主張する。

しかし、原告近藤登志一は、社会事業大学図書館で、「全国部落調査」が無制限に閲覧に供されることによる人権侵害の危険を感じて、同大学に話し合いを申し入れ、同大学もこれを受け入れて、閲覧制限がされたにすぎず、「圧力」をかけたという事実はない。

同大学が、「全国部落調査」の閲覧制限をしたのは、「全国部落調査」を無制限に閲覧に供することから人権侵害が行われる危険を避けるための措置であり、大学の図書館がこのような措置をしていることは、「全国部落調査」が自由に公開を許される文書でないことを物語っている。

第3 「第3 ネット社会における差別の特質」に対して

この点に関する被告らの主張は、原告らが準備書面（6）において、被告らの行為によって原告らに生じたあるいは生じることが予想される損害に関してネット社会における差別の固定化や拡散の特徴、被害の深刻さなどに

ついて述べたのに対して、虚偽の内容や他人の名誉権を侵害する内容についてはインターネット上で対抗すればよい、インターネットでは虚偽情報は淘汰されるというような、いわばインターネット至上主義的な見地に立った上で自説を述べているに過ぎないものである。被告らは、原告らに実際に生じている差別には目を向けず、「差別は作り上げられた虚構のもの」との前提で、ただ机上の空論を繰り返している。原告らの主張は、差別の固定化や再生産、先鋭化が生じやすいネット上では若い世代が誤りを含んだ情報で差別に直面したり、差別的な意識を形成されたりする問題があり、心理的・経済的な障壁なく、簡単な検索で実質的な身元調査を行うことができたりすることで被害も深刻化しやすいため、原告らに現に生じた損害や次世代が直面する差別に対する不安感が甚大である、ということに尽きるが、以下必要な限度で反論を行う。

1 1について

(1) 出版物とインターネットによる差別拡散の相違

ア 被告らの主張

被告らの主張は、原告らの主張を誤ってとらえたものであり、前提を欠く。

被告らは、「新聞や雑誌等他の媒体でも虚偽の内容や他人の名誉権を侵害する内容が流布され、時に訴訟となり、出版社が敗訴することは珍しくない」と主張し（4頁）、インターネットの普及によって「幽霊やUFOといったデマは徐々になくなっていった」と述べている（5頁）。

イ インターネットの特質

しかし、原告らは、新聞や雑誌等の既存の媒体では名誉権侵害やプライバシー侵害が生じないなどという主張をしていない。既存の媒体によってもそれら権利の侵害が時に生じていることは、幾多の裁判例をあげるまでもなく当然のことである。

誰でもが気楽に、一定の方法を使えば身元を明かすことなく（あるいは偽って）情報を発信することができるインターネットは、誰の制約もチェックも受けないまま、玉石混交の情報に多数の者が接することができる状態が作出されるところをその特質とする。また、さまざまなSNS

Sが発達した現在は、その内容の正誤を問わず、一定の層に受け入れられやすい傾向を持つ情報が、短時間に拡散することも多い。

そこから、デマや偏見や差別的な情報・言辞が圧倒的な量で発信されるとともに拡散され、また、自分の有する見解や知識に親和的な情報が集中することで、偏見が内面化され、固定化されることが生じる。

既存の媒体が前提の場合、情報の拡散にも一定の制約があり、伝達の各過程で、出版や編集などの作業を経るために、情報が誤ったまま爆発的に広がっていくということは避けられるのが普通であった。インターネットはこのリミッターが外れたことによって、差別的情報の爆発的な拡散という事態を招來した（現在さまざまな場面で問題にされているヘイトスピーチやヘイトクライムは、既存の媒体とインターネットなどが複合的に利用されることによって広がっており、既存の媒体のみが利用されているわけではない）。

準備書面6でも主張したとおり、部落差別解消法もそのような状況の変化をふまえて成立されたものである。

ウ 差別的表現の拡散による被害回復の困難性

被告らは、インターネットは「誤った情報に対して反論することも容易」であり、インターネット上では誤った情報が訂正され、デマは減少していると主張している。

しかし、この主張はそれ自体誤りである。東日本大震災、熊本地震などの際にさまざまな虚偽情報（コンビナート爆発により有害物質の雨が降る、放射性物質に消毒薬が効く、外国人が犯罪を犯している、ライオンが動物園から逃げ出した、川内原発で火災が発生したなど）がネット上で拡散されたことは公知の事実である。犯罪の加害者とされた個人に関する虚偽情報が拡散し、全く関係のない人や企業にいやがらせが行われるという事件も複数発生している。外国人を貶めるために過去の映像や写真を使って、全く虚偽の事実を拡散することも意図的に行われている。芸能人出没に関するデマ情報で、実際にファンが集まりけが人がでたという事件も発生した。具体的なフェイクニュースは枚挙に暇がないほどであり、インターネットにおいては、投稿に責任を持たない人たちが根拠のない情報を流すこ

とも多く、情報を受け取る側も検証せずにその情報を確認せずに拡散する傾向があり、拡散の過程でさらに情報が不正確になり先鋭化することがおきるために、このようなデマ拡散による被害が発生していることは、常識に属する事実である。デマや人の弱みにつけこんだような商法などは、インターネットを利用しながら、さらに蔓延しているのであって、デマがインターネットによる正しい情報発信によって、過去に比較して減少したなどというのは、被告らの「インターネット至上主義」によるきわめて偏った独自の見解にすぎない。

また、そのことを指いても、人格権はいったん侵害を受けた以上それによって生じた損害をなかつたことにはできないのだから、反論が可能であるか否かの問題と損害が発生するか否かの問題は峻別して論じるべきである。

たしかに、インターネットにおいては、誤った情報に対して、その誤りを訂正する情報発信をすること自体は可能であろう。しかし、拡散され、あるいは受け取った人の認識の中で内面化された情報については、いくら誤りを訂正したところで上書きされるものではなく、また、情報が氾濫するインターネットの世界では、その訂正情報がいったん誤った情報に接した人に届く可能性はきわめて低い（同じ媒体を使って「訂正記事」の掲載を行うことができる、新聞や雑誌とは全く異なる）。

さらにいえば、差別的な情報は、「事実として誤っている」ということが指摘できるものばかりではなく、ある特質に着目した場合の集団に対する差別的な言辞については、集団に対する表現であるという特質から、個人が自己的認識に基づいて「事実として誤っている」と指摘することが困難である。

結局のところ、被告らの主張には何の根拠もない。

（2）具体的な事例

ア 被告らの主張

被告らは、原告らが質問サイトにおける被差別部落に関する質問と回答を具体的に指摘して「差別の拡散」の問題を提起したのに対して、差別を助長するというなら「正しい回答」をすればよい、原告らの一部は偏見

に助長している、と主張している（6～7頁）。

イ 関連情報が掲載されること自体が差別を拡散する場合

しかし、準備書面6でも指摘したように、問題の質問サイトに掲載された質問は、「肉屋で『それ四つください』などといいながら指で四を示したら、裏方に連行され暴行・殺害されるというのは本当でしょうか」というものであり、何かを知りたいと思い、知識を得ることを目的とするものは毛頭ない。差別的な意図に基づき差別的な表現を掲載し、差別的な意図を含む回答を集めることによって質問サイト上にそれら表現を増やすこと自体を目的にしているものである。

とすれば、それに対して「正しい回答」をするということはありえず、この例のように、関連情報が掲載されること自体が差別を拡散するような場合において、質問・回答のセットで、質問サイトから削除することを求めるというのは、差別をなくすことを目的として活動する団体の行動として当然である。

2 2について

（1）エゴサーチについて

被告らは、ここでも「被差別部落」「被差別部落民」の定義問題を持ち出し、「住所や出身地や本籍地が部落なら部落出身者」という考えは歴史的には完全な誤り」であり、誤った考えを持つ者（原告ら）が誤った考え方を正すべきである、と主張している（7頁）。

しかし、原告らがこれまで繰り返し反論しているように、差別する側が「被差別部落」「被差別部落民」というレッテルを貼って差別を行っている以上、原告らがどう考えているかということなどが問われる必要は全くない、差別を受けている者に対して「考え方を改めろ」などと偉そうに指示する被告らの姿勢は厳しく指弾されるべきである。

また、被告らは「丑松根性」という言葉を使って、自らのアウェイティングを正当化し（7頁）、あるいは「丑松根性の持ち主が、丑松根性を克服できないまま解放同盟に参加している」などと原告らを誹謗する（8頁）が、まさに盗人猛々しいと言わざるをえない。

卑下することなく自ら部落民であることを名乗り、出自について誇りを持つということ（被告らの言葉を使えば、これが「丑松根性の克服」ということになろう）のは、本人が歴史や差別の現状について学び、また学校や地域、家庭など本人の周囲にいる者たちの支えがある中で初めて可能になることである。2002年の同和対策法の期限切れ後、支援が欠如し、地域との交流もないまま、無防備な状態の中で、あえて知ろうとしたわけでもないのに、突然、自分自身のルーツを知られ、ネット上での差別的な表現を押し付けられるというのが、「エゴサーチによって差別に直面する」というきわめて現代的な現象の問題である。

（2）差別の連鎖・再生産について

原告らが、知識を有しない人が最初に接する情報に差別的内容を含むものになる可能性が高いことが新たな差別を産むと指摘したことに対し、被告らは、検索結果は信頼に値するものであり（8頁）、また、「暴力団の7～8割は部落出身者」であるという情報について「デマ情報」ではない旨主張する（9頁）。

しかし、原告らはたとえば「ウィキペディアに記載されていた」ということが検証されないまま事実であるかのように広がり、差別的な表現に影響を受けて、意識的にであれ無意識的にであれ、差別が連鎖・再生産されることの問題点を指摘したものである。被告らは、情報が拡散していること、事実であるかのようにその情報が流通していること自体は否定しておらず、被告らの反論は無意味である。

（3）「身元調査」について

被告らは、部落に住むだけで差別されるということは「デマ」であると述べ（9頁）、土地差別は存在しないと主張している（10頁）。

原告らは、深刻な人権に対する侵害を産み出す、就職差別や結婚差別の前提には、すべて「身元調査」があり、それは一覧的に部落の地名と場所などをリストアップしたものによって行われるということを主張し、差別にしか利用できないリストを作成し、それを利用可能な状態におくこと自

体が人格権侵害に直結するということを述べている。それに対して、被告らの主張は、差別の存在そのものを否定しているのであるから、被告らの主張は原告らの主張に対する反論になりえていない。

また、原告らがこれまで主張してきているように、被差別部落民であることについては何らかの徴表があるわけではなく（「外国人差別」におけるルーツは尊属及び本人の国籍によって明確になるが、部落民であることについてはそのように明確な基準がない）、被差別部落に居住していることによって差別を受けている人がいることは明らかな事実だ（差別意識が「場所」に基づいている場合が多いことは準備書面6で主張したとおりである）。

3 3について

被告らは、「部落差別とは、元来は賤民に対する、血統による差別であった」とし、「部落差別は場所による差別にすり替え」られた（13頁）とし、原告らの「被差別部落」及び「被差別部落民」に対する認識は誤っていると論難している。

しかし、準備書面6でも主張したとおり、部落に対する差別意識には、身分制度由来のもの、貧困に対する認識に由来するもの、部落解放運動への忌避に由来するもの、レイシズム的なもの、リスク回避を理由とするものなどさまざまな要因があることは、これまで積み重ねられてきた部落差別に対する社会学的な調査や研究からも明らかになっている。被差別部落及び被差別部落民に対する差別はなお厳然として存在している以上、差別する人の差別する理由が問われ、その解消に向けて、差別の連鎖や再生産ができるだけ防止していくために施策を検討するのが、現実的なアプローチである。

被告は、原告らに対して「単に出身地が部落であれば差別されるかのような悲観論を振りまいている」と述べる（13頁）が、実際に「単に出身地が部落であったというだけで差別される」という理不尽なことがあるからこそ、原告らはそのような理不尽な差別と闘っているわけであり、差別を受けている原告らの認識を改めれば差別がなくなるかのような言説は、差別が何であるかを全く理解していない、理解しようともしない者の戯言

であり、厳しい非難に相当する。

第4 「第4『第2 違法性に関する主張の補充』について」について

1 被告らのプライバシー権侵害等の人格権侵害の自認

原告らは、原告準備書面6の第2の2において、陳述書には、氏名、出身地、年齢、経歴、部落差別体験等が記載されており、まさにインターネット上で公開されると「当該訴訟に関心を有する不特定多数の者から、多様なアクセスを受けることが容易に想像され、生活の平穏について不安を抱く者がいることもまた容易に想像することができる」（甲94・大阪高裁判決）情報であり、しかも、本件訴訟が、名誉権、プライバシー権、差別されない権利等の人格権に基づいて被差別部落所在地情報の削除を求めていることから、陳述書に記載された出身地や被差別体験等の情報が、部落差別を助長する情報として、「自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない程度は高い」（甲94・大阪高裁判決）ことは明らかであるため、被告らが本件訴訟ないし本件仮処分事件の陳述書等の裁判関係書類を掲載し続けていることにより、さらなる名誉権、プライバシー権、差別されない権利等の人格権侵害を発生させていると主張した。その上で、同準備書面の要旨説明をした期日において、原告代理人は、被告らに対し、原告らの権利侵害防止の観点から、インターネット上で原告らの陳述書を公開しないように強く要請した。

しかし、驚くべきことに、被告は「現時点では原告らのうち5名以外の陳述書は、被告らはウェブサイトで公開することはしておらず、あくまで全国部落協議会とツイッターでのフォロワーへの提供のみに留めている。」と述べ、大阪高裁判決（甲94）に反して、原告らの陳述書をインターネット上で公開していると開き直って自ら述べている（被告準備書面(6)15頁）。

原告準備書面4の第3の2(4)でも述べたように、全国部落解放協議会は、被告宮部が主宰する「全国部落調査」等のデータを不特定多数者に対して拡散することを目的とした団体である。同団体が会員限定とういうのは名

ばかりであり、実態は被告宮部によるツイッター等の発信を見た不特定多数者が会員になっているのであり、不特定多数者に対する「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報」の公開と実質的に同じである。そうすると、全国部落解放協議会での提供は、大阪高裁判決（甲94）に照らして、プライバシー権侵害である。

また、ツイッターという不特定多数者に対して情報発信を発信するSNSを使用して、そのフォロワーに原告らの陳述書を提供するのは、不特定多数者に対する「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報」の公開である。まさに大阪高裁判決（甲94）に照らして、プライバシー権侵害である。

したがって、被告らは、自認しているとおり、原告らの提出済みの「陳述書」を公開し、原告らのプライバシー権等の人格権を侵害している。

2 原告ら公開情報の著しい事実誤認

被告らは、「原告らは「全国部落調査」復刻版出版差し止め事件裁判」というウェブサイトを開設し、自ら一部の陳述書や、民事保全手続の決定書等を公開しているのであるから、お互い様と言うべきである」（乙253~25）と主張する（被告準備書面(6)15頁）。

しかし、乙255は裁判所に証拠提出した「陳述書」ではなく、第1回口頭弁論期日において、原告片岡明幸が原告らを代表して行った意見陳述である。

また、乙254と乙256は原告らの「陳述書」ではあるが、複数名いる原告らのうちの2名であり、自らの意思でウェブサイトでの公開を決断し、形式を整えて公開しているのであり、被告らから無断で「陳述書」を晒されているわけではない。

さらに、被告らが民事保全手続の決定書の公開の何を問題にしているのか判然としないが、原告らは人格権に配慮して必要な箇所にマスキング処理をした上で公開しているのであり、大阪高裁判決（甲94）との関係で何の問題もない。

このように被告らは、容易に気づくことができる著しい事実誤認をした

上で「お互い様」など述べており、自身の人格権侵害を微塵も反省していない。

第5 「第5『第4 損害に関する主張の補充について』」について

1 被告宮部が一部の原告らの電話番号に電話をかけ、原告片岡明幸の親族宅を訪問したことに関する被告らの主張について

被告らは、原告がその準備書面6において、被告宮部が「部落解放同盟関係人物一覧」における原告らの電話番号として記載された情報をを利用して電話をかけた経過を茶化してツイッター上で報告したり、被告宮部が原告片岡の親族宅を無承諾で訪問するなど、さらなる挑発行為に及び、原告らのプライバシー権を侵害していることを指摘したことに対し、被告準備書面（6）の16頁以下で、形ばかりの「反論」を試みている。

しかしながら、被告らによる「反論」の内容たるや、

「一部の原告らの電話番号に電話をかけたり、原告片岡明幸の親族宅を訪問したりしたことは認める」（同書面16頁）

などとして、挑発行為の存在を認めざるを得なくなっていることを前提に、「挑発行為」「茶化した」「いたずら電話」「プライバシー侵害」というのは原告らの曲解である（同書面16頁）

などとその評価を争うものに過ぎない。被告らの当該主張はいずれも独善的なものであり、被告宮部による上記行為が被害を受けた原告らのプライバシー権を侵害することは明らかである。

なお、被告らは当該準備書面において、原告片岡に対して「姑息」「差別主義者」「卑怯者」などと、さらに言葉を並べて人格攻撃に及んでいるが、かかる記載が原告片岡の名誉を新たに侵害し、名誉感情を侵害することは明らかであることを指摘する（複数の原告につき、1審の弁論終結時点までの被告らによる言動を根拠として請求額の増額を行う可能性がある）。

2 「インターネット上で公開された「部落解放同盟関係人物一覧」情報を利用したと思われる傷害事件の発生」に関する被告らの主張について

被告らは、原告がその準備書面6において、「部落解放同盟関係人物一覧」に記載された情報を利用したと考えられる傷害事件の発生を指摘したことに対し、繰々反論する。

しかしながら、被告らの主張はここでも独善的な内容に凝り固まっており、主張自体失当である。

被告らも、「刃物入り封筒を送りつけられるというのは、よほどのことであって」とは認める（当該書面18頁）。しかしながら、被告らの発想は、「よほどのこと」が起こる原因として社会の中にお根深く残る部落差別が存在することに思い至らず、

「むしろ被告らが関与せずとも、原告らの周囲では常軌を逸したことが起こるという証左」

であるなどと主張する。

被告らによる主張は、「部落差別の被害を受けるのは全て原告らに原因がある」という論理であり、徹頭徹尾、責任回避を図るものであり、「セカンドレイブ」と同種の構造を持つ悪質な主張である。

なお、被告らは原告ら証拠提出した甲104号証・甲105号証について、「部落解放同盟関係人物一覧」に記載された氏名・住所が読み取れないと主張し、あたかも甲104号証・甲105号証が「部落解放同盟関係人物一覧」と無関係に作成されたかのように主張する（当該書面19頁）。

しかしながら、甲104号証らはプライバシーに配慮して住所欄をマスキングしてあるだけで、「部落解放同盟関係人物一覧」において山端氏の住所として記載された情報がまさに記載されている。また、事件が発生した2017年の時点において山端氏は死去しており、三重県連の委員長は別の人間に交代していた。山端氏が委員長を務めていたことを知る人間は少なく、2017年の時点において差別文書の宛名等に山端氏の住所氏名が利用されるに至った原因是、「部落解放同盟関係人物一覧」に同人の住所氏名が記載されており、差別文書を作成した人物が「部落解放同盟関係人物一覧」を参照して封筒の記載を行ったためであることは明白である。

3 損害額に関する被告の主張について

被告らは、被告らの行為による損害が甚大である旨の原告らの主張について反論し、「全国部落調査」については個人のプライバシー権侵害を考える余地はなく、「部落解放同盟関係人物一覧」は被告らが掲載したものでなく被告三品が関与したものでもない、などと主張する（当該書面20頁以下）。

その上で、原告らによる損害額に関する主張は「関係人物一覧」による損害を対象とした主張であると勝手に推断し、その前提に立って「反論」を試みている。

しかしながら、「全国部落調査」が個人のプライバシーを侵害することは明らかであるし、被告三品の責任は会社の役員であることを理由とするものであり、被告の反論はそもそも前提を誤っているのであって、主張自体失当である。

甚大な損害を生じているのは、「部落解放同盟関係人物一覧」の公開によるものだけではなく、「全国部落調査」の公開によるものも当然含まれることは明らかである。その点で、被告の主張はその内容自体が失当である。

その上で、念のためなお、被告らの主張に応接しておく。

被告らは「わが国では、いわゆる懲罰的損害賠償というものは認められておらず」などと主張し、縷々反論をしているのであるが（当該準備書面20頁）、原告らは懲罰的損害賠償の請求をしているわけではなく、原告らの反論は完全に失当である。

また、被告らは、本件により流出した原告らの個人情報は「特に秘匿性が高いと言える証拠がない」などと主張し（当該準備書面21頁）、「過去の裁判例では橋下徹元大阪市長の父親が同和地区出身であると週刊新潮が書いたことにつき、橋下徹氏が損害賠償を求めた事例があるが、同和地区に住んでいたということは橋下徹氏が自ら語っていたことであるとして、名誉毀損に該当するとは認められなかった」などとして裁判例を援用する（当該準備書面22頁。乙262号証）。

しかしながら、流出した原告らの個人情報は単に個人の住所氏名・電話番号を晒すものではなく、「部落解放同盟関係人物一覧」という形で同和地区（被差別部落）と関連づける形式で一覧にまとめられたものであって、部落差別が横行している現状の社会情勢の中では、秘匿性の高い情報に該当する

ことは明らかである。

また、被告らが引用する裁判例について言えば、同裁判例は、「被控訴人は、…大阪府議会の本会議において、自分自身が同和地区で育った事実を明らかにした上で、…演説していることが認められる」との認定事実をもとに、「被控訴人は、当時、地方公共団体の首長であって政治家であるから、必要とあらば、同和問題の解決に向けた行政施策継続の必要性を繰り返し訴えかけることが考えられる。そして、上記認定事実に照らせば、被控訴人は、そのような機会があれば、それが大阪府議会本会議であれ、それ以外の公の場所であれ、自分が同和地区出身者であると言及することを厭わないであろうと推認できる。そうだとすれば、被控訴人が同和地区出身者であるとの事実は、被控訴人にとって、他人にみだりに知られたくない事実ではないと考えられる」との理由でプライバシー権侵害を否定するものであるところ、部落解放同盟は部落差別の解消を目指して活動する権利能力なき社団であって公の機関ではなく、解放新聞は一民間団体である部落解放同盟中央本部の「機關紙」であって、同新聞に部落解放同盟内における役職者の氏名が記載されることがあるとしても、上記裁判例における「自治体の首長」による「公の場所」での「演説」とは全く性質を異にすることは明らかである。被告らは裁判例の趣旨を理解できておらず、主張自体失当である。

加えて、被告らは、「部落解放同盟関係人物一覧」において「『我々がエタであることを誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください」と記載して部落解放運動を揶揄し、挑発したことについて、「部落解放運動に対する正当な批判とも取れる」などと弁解し(当該書面22頁)、「この一文を書いた人は、かなり高い学術的知識を有していると考えられる」と評価する記載を行っている(当該書面23頁)。

この、どこをどう取っても部落解放運動に対する揶揄・挑発としかされない表現に対して「部落解放運動に対する正当な批判とも取れる」などと正当化しようとする被告らなのであるから、「全国部落調査」の出版・ネット上での同データのバラまきや「部落解放同盟関係人物一覧」情報の流布に際して、部落差別を助長する目的を有していたことは明白である。しかも、被告らはかかる「弁解」をなすにあたって「正当な批判とも取れる」などと表現

し、実は、「さあ、存分に誇ってください」などの記載が部落解放運動に対する揶揄・挑発を本質としていることを事実上認めているのである。まことに腰の引けた「弁解」といえよう。

「この一文を書いた人は、かなり高い学術的知識を有していると考えられる」など記載するに至っては、実に噴飯ものである。原告らは「部落解放同盟関係人物一覧」は被告らが作成していると主張し、被告らは懸命に否定しているところであるが、当該記載はまさに「語るに落ちる」というべきである。被告らの自己顯示欲が墓穴を掘った好例といえよう。

以上

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号

損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被 告 ら 示現舎合同会社 外 2 名

2018年8月13日

準備書面 9

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

同 中 井 雅 人



原告らは、原告らに損害が発生する現実性について、主張を補充する。

1 原告らの人格権侵害の現実性を論じる意味

本件出版予定物及び本件ウェブサイト上の記事により、各原告らに名誉権、プライバシー権及び差別されない権利など（原告解放同盟については、業務を円滑に行う権利も含む）の人格権侵害が惹起され、現実に損害が発生していることは、これまで主張してきたとおりである。

一方で、現代社会では、個人情報の保護という意識もあり、本籍や住所というような個人情報を入手することが以前に比べて難しくなり一定の障害があるから、たとえ本件書籍などに地名の記載があったとしても、そこに居住している人、そこを本籍としている人、そこにルーツがある人について、直接に損害が発生しているとはいえないのではないか、というも問題意識がありうるので、その点に関連して若干の主張の補充を行う（本件別紙目録 4 「解放同盟人物一

覧」について、記載されている個人の名誉権・プライバシー権が侵害され、その損害が現実化していることについては、疑問を差し挟む余地はない)。

2008年5月に改正戸籍法が施行された。同法の改正については、法務省のホームページに「近年、自分の情報を他人に知られたくないという意識が高まり、個人情報保護に関する法律が整備されている中で、他人の戸籍謄本等を不正に取得する事件が発生しています。／また、消費者金融から借入れを行う等の目的で、他人が勝手にうその婚姻届や養子縁組届を提出して、戸籍に真実でない記載がされるという事件も発生しています。／そこで、『誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる』という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、うその届出によって戸籍に真実でない記載がされないようにするために、戸籍届出の際の本人確認などが法律上のルールになりました」と掲載されているように、個人情報を保護するという意識の高まりと不祥事の発生が立法事実とされて、第三者が戸籍謄本の交付請求ができる場合は、正当な理由が存在する場合に限定されるようになり、戸籍謄本等の取得の要件は厳しくなった。

しかし、この法律が制定された後も、訴状で触れた「プライム事件」など不正取得事件は発生しているし、戸籍に記載されている本人だけではなく、その配偶者、直系尊属（両親や祖父母）若しくは直系卑属（子や孫）は、制約なく戸籍謄本等の交付を請求できる。また、そもそも、戸籍謄本等によらずとも、特定の人物が被差別部落にルーツを有するのかどうかについて調査することは容易であって、同法の施行による影響は限定的である。これらの点に関して、以下、詳述する。

2 特定の人物と「全国部落調査」掲載の地名の関連性の調査は容易である

(1) リストとして提示されることの問題

本件出版予定物のような、一覧表形式のデータベースは、単なる情報の羅列ではなく、共通の特徴を持つものを集めたものである。例えば、電話帳は、一定の地域の住民の電話番号という共通点を持つ数字を集めたものであり、公安警察が作成する「過激派」データベースは、「公安警察に重大な犯罪を起こす可能性の高い者として評価された」という共通点を持つ者の一覧である。このようにリストの作成は、そこに挙げられた者に対する共通の事実や評価を示すものである。

過去に被差別部落とされた地域同士は、差別の対象となったという以外に共通の特徴を持たない。被差別部落の地域にルーツを持っている個人同士も、差

別の対象となっていたこと以外に共通の特徴を持つとは想定し難い。そうすると、本件出版物のような部落差別の対象となった地域の一覧を作成することは、部落差別の対象を特定すること以外には利用できない。

そして、そのリストが提示され、閲覧・利用な可能な状態におかれていれば、そこにある特定の個人に関する断片的な情報をあてはめることによって、当該の人物が部落差別の対象か否かを判別することができるのである。

(2) 住所へのアクセスの容易性

現在でも、学校のクラス単位や町内会・子ども会の活動などで住所や電話番号などの個人情報は一定の範囲で文字化・データ化されて共有されている。子どもの通学する学校の交友関係、職場でも同僚間など、ある程度親しい交際がある場合には、住んでいる家の所在地を相互に把握している場合が多い。また、親族間では、特に日頃から密接な交際は行っていない場合であっても、住所を交換して年賀状のやりとりをすることもあり、社会的なつながりの中で、年賀・中元・歳暮など品物を贈答することもある。

つまり、個人情報に関する意識が高まった現在においても、コミュニティーに所属する人の住所を知る機会は非常に多い。

そして、住所における字（あざ）の単位が判明していれば、（リストが提供されている以上）住所地から被差別部落とされていた場所に居住しているかどうかについて調べることが可能なのであって、被差別部落出身者が人格権を侵害されるという損害発生の蓋然性は高い。

(3) 結婚・就職に際して提供される情報

縁談が発生した際に、相手と相手方家族宛に、自分の学歴や経歴、育ってきた背景を知らせるために、「釣書」（つりがき）と「身上書」とよばれる書面を作成して、相互に交換するという習慣は、今でもかなり広く行われている。見合いの場合に世話人や仲人を務める人を介して渡すだけではなく、2人が知り合って結婚する際にも、結納や両家の顔合わせの前に交換することもある。

この書面には、氏名、生年月日、本籍地・住所、学歴・職歴、資格、趣味、特技などを記載することが一般的であり、これに加え、「家族書」という、両親・親族の氏名・年齢・住所・職業に関して記載した文書を準備することもあるが、「家族書」の内容を「釣書」に盛り込むことも多いという。

よって、婚姻の場合、事前に本人の本籍地あるいは両親・親族の住所について知ることができる場合が相当数存在している。

就職においても、本人の本籍地あるいは両親・親族の住所について情報提供を求められる場合はかなり多い。

近年は、相当数の人数を採用する企業においては、就職面接前に「エントリーシート」提出が要求されることが多く、企業ごとに求職者に対して回答を求める項目が異なっている。本籍地について詳細に記載することが求められるケースはさすがに減少しているが、統一的な用紙が利用されているわけではないので実態の正確な把握は困難である。

また、採用が決まった後、入職時に、住民票の写しの提出が求められる場合もある（労働基準監督署長からの行政通達により、会社が提出を求めるのは、本籍地の記載のない最低限必要な情報のみ記載された「住民票記載事項証明書」が望ましいとされているが、必ずしも遵守されていない）。その場合、会社は雇用した人の本籍地を知ることになる。

3 「部落差別」は一定の関係の中で生じる

部落差別は、ある程度の個人情報（本人の住所、本籍地、本人や親族の過去住所や本籍地）を有している人について、差別的な意図に基づいて、リストとの照合を行い、差別の対象であるかどうかが判別されるという構造を持っていることが特色である。何の関係もない第三者は一般的な「土地差別」を行うことはあっても、個人に対して差別行為を行うことはおこりにくい。

特に、結婚差別は本人に近い両親や親族から行われるものであって、そういった意味では、本籍地の情報に「第三者」がアクセスしにくくなつたということで、興信所の調査に対する一定の制約にはなつたとしても、人格権が侵害される事例が大きく減少するということにはなつていない。

大阪市立大学人権問題研究センター特任准教授齋藤直子氏『結婚差別の社会学』（勁草書房・2017年）によれば、部落出身者と部落外出身者の婚姻は増加しているが、一方で、若い世代の方が結婚差別経験の割合が高い（2000年大阪府調査では、結婚に際して差別を体験した人の割合は全体で約20%だが、15～39歳の年齢に限ると25%になる）。これは、「見合い婚では、部落外出身者との結婚から構造的に排除されていたわけだが、逆にいうと、あらかじめ結婚相手のリストから外されているということは、部落出身者一人ひとりが結婚差別事象に直面する可能性は低くなる。しかし、部落出身者と部落外出身者が自由に出会い恋愛をするということは、交際に至った後、交際相手やその親から直接的に排除を受ける可能性が生まれてしまうことを意味する。出会いチャンスの増大が、結婚差別体験の増加を生みだしているのである。結婚差別は、恋愛婚の時代にこそ重大な事件としてあらわれる」という理由による（同書33頁）。

同書は、結婚差別を、部落出身者であることをうちあける段階【もちろんこれを経ずに親や関係者が調査することもある】→親の反対→カップルによる親の説得→親による条件付与→結婚後差別 という各段階でどのように表出するのか、親子の間でどのような相互作用が生じるのか、差別に対してどのような支援が可能であるのか、ということを、多数の調査結果（2000年の大阪府委託調査、1998年～1999年の部落解放・人権研究所調査、2011年～2012年の部落解放同盟調査、2011年～2013年の科研費PT調査、2010年～の支援団体「Kakekomi 寺」における聞き取り）をもとに論じたものである。

2006年に行われたEASS（東アジア社会調査）で、日本での配偶者選択に関する意識が調査項目となったが、1970年代に出生した層の8割が「近代的恋愛婚」をしたが、「出会いでは親や仲人が介在しなかったが、決めるときは親の影響力が比較的大きかった」というのが18%、親が紹介したというのが2%で、出会いも決定も親が行った「伝統的アレンジ婚」1%とあわせ、2割以上が結婚相手の決定に一定程度親が介在していることが分かっている。また、2016年に行われた「出生動向基本調査」では、結婚意思のある未婚者に結婚の障害を尋ねたところ、女性の14%、男性の9%が「親の承諾」と答えている（複数回答で2つまで）。実際には、親の意向は子の結婚に影響を与えている。

「部落出身者への結婚差別問題は、まさに、親の承諾や同意が深く関わっている。子地震が部落を忌避しているなら、うちあけの段階で関係は終了するだろう。しかし、恋人たちは結婚を合意しているにもかかわらず、部落出身であるという理由で、親や周囲が結婚を反対するときに、結婚差別問題が生じる。そういう意味では、結婚差別問題とは、親や周囲の問題であるといえるだろう」（本書98頁）。

ある種の親は、部落出身者であることを親族や他人に言わない（被告知）、被差別部落内に住まない（非居住）、差別解放運動に参加しない（非運動）、（部落出身者となるので）子どもを作らない（非出産）などという条件をつけて、部落出身者を部落から断絶し、いわば「脱部落化」しようとする。齋藤氏の考察によれば、これは「自分たちが部落を忌避していることを合理化」するために行われているが、これは「同時に、自分たちが持っている被差別部落に対する解釈を変更しないという主張も含んでいる」。一方で「部落の系譜・地域・職号が、その人のアイデンティティとなっている場合、条件付与は単なる条件ではなくなり、それは差別そのものであるといえるだろう」（本書197頁）。

結婚差別が根深く、深刻であるのは、上述のような事情があるからであり、そのことは、第三者にとって戸籍謄本等を取得することがある程度困難になっ

たとしても、変わらない。

以上

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号

損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被 告 ら 示現舎合同会社 外 2 名

2018年8月13日

主張整理案 2

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

同 中 井 雅 人



第 1 プライバシー権侵害

1 「解放同盟関係人物一覧」（別紙目録 3）について

(1) 本人が掲載されている原告

住所や電話番号・団体における役職等の情報を一覧形式で記載したものであり、本人の許諾はないから、原告らのプライバシー権を侵害するのは明白である。

(2) 親族が掲載されている原告

原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身

者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。そのため、親族の氏名等であっても、部落差別の現状からすると、公開を欲しない情報であるといえ、原告らのプライバシー権を侵害する。

(3) 掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかったとしても、被差別部落出身である原告としては、自分もいつ掲載されるかという具体的な恐怖がある。

また、被告官部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかった原告が新たに掲載されたりと、情報が更新されていっている。このことも考え合わせると、被告官部が解放同盟関係人物一覧を作成したことにより、その人物一覧には掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。このミラーサイトである「同和地区.com」の運営に被告官部が関与していることが強く推認されるところ、前記氏名等を公開される具体的な危険はますます高まっているといえる。

したがって、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていない場合でも、被告官部の行為によりプライバシー権侵害が生じているといえる。

2 「全国部落調査」（別紙目録1・2・4）について

(1) 本籍が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の本籍を知る者にとって、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身者と判明する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、「全国部落調査」の公開が原告らのプライバシー権を侵害することは明らかで

ある。

(2) 現住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の現住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の現住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、「全国部落調査」の公開が原告らのプライバシー権を侵害することは明らかである。

(3) 過去居住が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の過去住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、「全国部落調査」の公開が原告らのプライバシー権を侵害することは明らかである。

(4) 親族の本籍・現住所・過去住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の親族の現在または過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の親族の現在または過去住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する。原告が被差別部落出身者だとまで判明しなくとも、親族が被差別部落出身だと判明すれば部落差別を受ける可能性がある。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、「全国部落調査」の公開が原告らのプライバシー権を侵害することは明らかである。

第2 名誉権侵害

1 「部落解放同盟関係人物一覧」（別紙目録3）について

(1) 本人が掲載されている原告

「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解される。現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところ、「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価は、名誉権における社会的評価に含まれる。そうすると、解放同盟関係人物一覧に原告らの氏名等を掲載して、原告らが「被差別部落」出身等の情報を公開することは、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

したがって、「部落解放同盟関係人物一覧」の公開は、原告らの名誉権を侵害する

(2) 親族が掲載されている原告

原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。つまり、解放同盟関係人物一覧に原告の親族の氏名等を掲載することは、原告らが「被差別部落」出身等の情報を公開することを意味し、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

したがって、「部落解放同盟関係人物一覧」の公開は、原告らの名誉権を侵害する

(3) 掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかったとしても、被差別部落出身である原告としては、自分もいつ掲載されるかという具体的な恐怖がある。

また、被告官部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかった原告が新たに掲載されたりと、情報が更新されていっている。このことも考え合わせると、被告官部が解放同盟関係人物一覧を作成したことによ

り、その人物一覧に掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。

さらに、被告宮部がミラーサイトである「同和地区.com」の運営に関与していることが強く推認される。このミラーサイトである「同和地区.com」の運営に被告宮部が関与していることが強く推認されるところ、前記氏名等を公開される具体的な危険はますます高まっているといえる。

つまり、解放同盟関係人物一覧に原告の氏名等が掲載されていなかつたとしても、被告宮部が解放同盟関係人物一覧を作成し、管理していること自体が、原告らに向けられた部落差別が生じる具体的危険を作出しているということであり、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

したがって、解放同盟関係人物一覧に原告らの氏名等が掲載されていない場合でも、被告宮部の行為により名誉権侵害が生じているといえる。

2 「全国部落調査」（別紙目録1・2・4）について

(1) 本籍が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の本籍を知る者にとって、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身者と判明する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえ、「全国部落調査」の公開は原告らの名誉権を侵害する。

(2) 現住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の現住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の現住所を知る者にとって、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえ、「全国部落調査」の公開は原告らの名誉権を侵害する。

(3) 過去居住が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の過去住所を知る者にとって、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明

する。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは、社会的評価を低下させる事実の掲示だといえ、「全国部落調査」の公開は原告らの名誉権を侵害する。

(4) 親族の本籍・現住所・過去住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告の親族の現在または過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の親族の現在または過去住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する。原告が被差別部落出身者だとまで判明しなくとも、親族が被差別部落出身だと判明すれば部落差別を受ける可能性がある。

深刻な部落差別の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは、社会的評価を低下させる事実の掲示だといえ、「全国部落調査」の公開は原告らの名誉権を侵害する。

第3 差別されない権利

1 「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)について

(1) 本人が掲載されている原告

「解放同盟関係人物一覧」は、部落差別の助長や固定化をもたらし、人格権の一内容である差別されない権利（憲法14条1項）を侵害する。

(2) 親族が掲載されている原告

原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。つまり、「解放同盟関係人物一覧」は、そこに原告らの氏名等が掲載されていない者についても、部落差別の助長や固定化をもたらす。

したがって、「解放同盟関係人物一覧」は、原告らの差別されない権利（憲法14条1項）を侵害するものである。

(3) 掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかつたとしても、被差別部落出身である原告としては、自分もいつ掲載されるかという具体的な恐怖がある。

また、被告宮部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかつた原告が新たに掲載されたりと、情報が更新されていっている。このことでも考え合わせると、被告宮部が解放同盟関係人物一覧を作成したことにより、その人物一覧に掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。

さらに、被告宮部がミラーサイトである「同和地区.com」の運営に関与していることが強く推認される。このミラーサイトである「同和地区.com」の運営に被告宮部が関与していることが強く推認されるところ、前記氏名等を公開される具体的な危険はますます高まっているといえる。

つまり、解放同盟関係人物一覧に原告の氏名等が掲載されていない場合でも、被告宮部が解放同盟関係人物一覧を作成し、管理していること自体が、原告らに向けられた部落差別が生じる具体的危険を作出し、もって部落差別を助長・固定化するものである。

したがって、「解放同盟関係人物一覧」は、原告らの差別されない権利（憲法14条1項）を侵害するものである。

2 「全国部落調査」（別紙目録1・2・4）について

「全国部落調査」または復刻版「全国部落調査」は、差別にしか利用できない被差別部落所在地リストである。このような差別にしか利用できないリストを作ることは、単に差別を助長するだけではなく、それ自体が「このリストにリストアップされた者は差別されてもいいものだ」という表現を含む攻撃であり、一種のヘイトスピーチであり、不法行為に当たる。

第4 原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること

1 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害

(1) 構成員の人格権侵害

被告の行為によって、原告解放同盟の構成員たる同盟員について、プライバシー権や名誉権、差別されない権利といった人格権の侵害が生じていることは、個人原告に関して主張したとおりである。

(2) 業務を遂行する権利

原告解放同盟は、差別解消という共通の目的を、憲法の基本精神の具体化を行うための活動一般である「業務」を遂行することによって、構成員自身が聞いとるということをめざす団体である。とすれば、原告解放同盟における「業務」は、その目的の特殊性からいって、「構成員」の人格権の実現と分かちがたく結びついているといえる。

つまり、原告解放同盟の「業務」は、原告解放同盟の財産権を前提にしつつも、その構成員の人格権をその重要な内容とする総体としての保護法益である。そうすると、構成員の人格権侵害が被告の行為によって発生しており、原告解放同盟の「業務」は構成員の権利を守るために活動であることからすれば、構成員の人格権が侵害されたことで、原告解放同盟の「業務」の侵害が発生していると評することができる。

2 活動の成果の減殺による「業務」妨害

(1) 原告部落解放同盟の従前の活動の成果

原告部落解放同盟は、部落問題とは部落差別の存在を容認・助長している社会関係の問題であるとして、結婚や就職、居住など人生の節目で発生する差別について、被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組んできた。具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「壬申戸籍」や「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた。

(2) 被告らの行為による影響

しかし、被告らの行為は、リストアップされた全国の部落に対する情報

に誰もがどこからでもアクセスできる状態を作り出すものであって、被告らが出版を準備した出版物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがありわめて高い。これは、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組み（それは前述のとおり、企業や行政で一定の成果を勝ち得てきた）を水泡に帰することにつながる。

原告部落解放同盟の「業務」は継続性を持って行われているのであるから、これまでの取組みの成果が無効化されることによって、原告解放同盟の現在及び将来の活動には著しい支障が生じる。

3 被告の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害

(1) 原告解放同盟の業務への支障

本件出版予定物の出版によって、これを見た第三者が、原告解放同盟本部や各支部あるいは構成員に対して、差別ハガキの送付や電話等の嫌がらせを受ける危険がある。また、被告の行為そのものに対して、原告解放同盟として対応を行う必要が生じたところ、その対応によって、原告解放同盟の通常の業務の遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。

(2) 原告解放同盟のこれまでの具体的な対応状況

本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、原告解放同ひれ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに一定の業務遂行への支障が発生している。

第5 被告らの掲載責任（原告準備書面4の第2）

1 「同和地区、みんな」の記事掲載に対する被告らの責任

(1) 被告らが掲載していることによる責任

原告準備書面4の第2の1(6)等で述べたように、同和地区 wiki の記載のほとんどが、被告官部が自ら投稿・編集したものであることが認められる。そのため、被告官部が同和地区 wiki の記載について責任を負うのは明らかである。

(2) 被告らの管理責任

原告準備書面4の第2の1(1)~(5)等で述べたように、被告宮部は、「同和地区wiki」のドメイン（「同和地区.みんな」）を有し、同ウェブサイトについて現実に自己の意思のもとに管理運営してきたのであり、しかもTorを使用しなければ同ウェブサイトを編集できない状態にしていたのであるから、「同和地区wiki」の管理責任を負うことは明らかである。

2 「同和地区.com」（ミラーサイト）の記事掲載に対する被告らの責任

原告準備書面4の第2の2・同第3等で述べたように、被告らが「同和地区wiki」のミラーサイト（ドメイン＝「同和地区.com」）を管理運営または書き込み等の関与をしているため、その責任を負う。

第6 業務執行社員の責任（会社法597条）

被告示現舎の業務執行社員である被告宮部及び被告三品は、前記第1～第4記載のとおり違法行為を行っていることから、法令違反及び善管注意義務違反が認められ、これについて悪意または重大な過失が認められるため、第三者である原告らに対して損害賠償責任を負う。

以上

意 見 書

平成 30 年 8 月 10 日

東京地方裁判所民事第 13 部合 B 係 御中

埼玉県さいたま市岩槻区本丸 4-5-55

吉田 篤 

1. はじめに 本意見書の目的

- (1) 自己紹介
- (2) 本意見書の目的

2. 1965 年の「同和対策審議会答申」

／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の現代的定義および歴史的定義

- (1) 前文／「同和問題」「関係地区住民」の現代的定義（第 1 の定義）
- (2) 「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的定義（第 2 の定義）
- (3) 「一 同和問題の本質」
 - ／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的・現代的定義（第 3 の定義）
- (4) 「答申」における「全国部落調査」の評価と位置づけ
- (5) 「答申」／差別は許しがたい社会悪、差別を司法的に救済する道の拡大

3. 同和三法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

- (1) 同和対策事業特別措置法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (2) 「地域改善対策特別措置法（地対法）」「今後における地域改善対策について（意見具申）」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

4. 一般対策移行後の関連法令における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

- (1) 1996 年の「意見具申」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

5. 「部落差別解消法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

6. まとめとして

1. はじめに 自己紹介と本意見書の目的について

- (1) 自己紹介

この意見書の目的を書く前に、まず意見書執筆者である吉田勉の自己紹介をしておきます。私は 1974 年に埼玉県に所在する大宮市役所（当時）に入職し、翌 1975 年より 2 年間にわたって、社会同和教育を担当し、大宮市内の同和地区にある隣保館を会場に、地区児童を対象とした子ども教室や、地区成人女性などを対象とした料理教室・茶道教室などの運営に携わりました。また、大宮市・浦和市・与野市・岩槻市が合併したさいたま市においては、2007 年より 3 年間にわたって、さいたま市教育委員会生涯学習部人権教育推進室長として、学校人権教育・社会人権教育を所管し、また、さいたま市見沼区に所在する同和地区集会所、さいたま市岩槻区に所在する同和地区集会所の運営を統括する立場にありました。また、大宮市・さいたま市に勤務のかたわら、私はライフケアとして、長年にわたって、部落史や部落問題・同和教育・人権教育の研究を続けてきました。さいたま市役所を 2009 年に定年退職し、その後、さいたま市市立南公民館勤務（再任用）を経て、2010 年より東日本部落解放研究所の事務局長を務めるとともに、慶應大学特別招聘講師、学習院大学非常勤講師として、部落史・部落問題などの講義を担当しております。

（2）本意見書の目的

被告である示現舎合同会社、官部龍彦、三品順らは、平成 28 年 6 月 28 日付の「答弁書」の「第 2 本訴前の抗弁の理由」「1 当事者適格性がないこと」において、「部落解放同盟らは『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』である旨を主張するが、そのような身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない。従って、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることはあり得ない。／その上で、本件の請求は、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることを前提にしているため、部落解放同盟らは原告適格を欠いている」としています。また、「2 訴えの利益がないこと」において、被告らは「そもそも、原告らは『全國部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全國部落調査』の内容にも、一切原告らのこととは触れられていない」としています。

この被告らの主張は、まず、2016 年（平成 28）年 4 月 19 日付の「訴状」の「請求の原因」「第 1 当事者」「1 原告ら」において、原告らによる、「原告解放同盟」は「部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的構成団体」であり、「原告組坂繁之」ら 211 名は「被差別部落出身者」であるとの自己定義に向けられています。被告らの主張には、明らかな誤りが 2 つあります。1 つは、原告らは「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」と自己定義しているのに対して、被告らは「そのような身分」と勝手に言い換えたうえで、「そのような身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない」としています。被告らのいう「身分」はまったく未定義のままであり、問題のすりかえです。もう 1 つは、被告らは「法律上存在していない」「社会的・学術的に定義が定まっていない」から、原告らは「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」であることはあり得ないとしています。まったく、逆立ちした誤った論理です。法律があって、または定義があって、部落差別が存在するのではなく、部落差別の実態が厳然と存在するがゆえに、法律上の定義や、社会的・学術的な定義がなされていくのです。

本意見書は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」の諮問に対する 1965 年の「同和対策審議会答申」をはじめ、1969 年に始まる「同和対策事業特別措置法」など同和三法、1996 年の「地域改善対策協議会意見具申」、2000 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2002 年の「人権教育・啓発に関する基本計画」、2016 年の「部落差別の解消の推進に関する法

律」など、長期にわたる同和問題にかかわる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、法律が施行され、政策が遂行されてきたこと、その過程で、「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」がどのように定義されてきたのか、また「全国部落調査」が同和問題にかかわる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたかについて検証し、本件審理の一助となることを期するものです。

2. 1965年の「同和対策審議会答申」

／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」などの現代的定義および歴史的定義

まず、1965年の「同和対策審議会答申」(以下「答申」と略称)について検証します。周知のように、本答申は1961年に内閣総理大臣による「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受けて、1965年に同和対策審議会が内閣総理大臣に「答申」したもので

(1) 前文／「同和問題」「関係地区住民」の現代的定義（第1の定義）

「答申」の前文は、「同和問題」について、次のように定義しています。

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

この前文では、「同和問題」が未解決に放置された課題として厳然と存在しており、このことは「日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決が国の責務であり、国民的課題である」との基本認識を示しています。「答申」において、「同和問題」とは、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとして、明確にその現代的定義がなされています。これが「同和問題」についての第1の定義です。

前文では、さらに「関係地区住民」について、次のように述べています。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区的実態の調査も行なった。その結果は付属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

審議会では、「同和問題」の実情把握のために「全国および特定の地区的実態の調査」を行った結果、「関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性」を改めて認識したというのです。

前文において、日本社会には「同和問題」が厳然と存在し、「同和地区」および「関係地区住民」の調査を行った結果、その経済状態・生活環境などが劣悪であることが明らかになったと述べています。

前文のいう「関係地区住民」とは、被告らがいう「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることは言うまでもありません。同和対策を国策として講すべきとする「答申」において、「同和関係住民」すなわち「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」は明確に定義され、同審議会による「同和地区の実情把握」のための調査の対象とされているのです。

(2) 「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的定義（第2の定義）

「答申」「第一部 同和問題の認識」「一 同和問題の本質」では、さらに歴史を遡及し、「同和問題」を次のように再定義しています。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な問題である。

「同和問題」とは、歴史的に形成された「身分階層構造に基づく差別」により、「一部の集団」が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を保障されていないという深刻にして重大な問題としています。前文において「同和問題」の現代的定義（第1の定義）がなされたのに対して、「一 同和問題の本質」では「同和問題」の歴史的な発生にかかわる定義がなされたと言ってよいでしょう。

また、「一 同和問題の本質」では、上記の「一部の集団」の形成について、次のように定義しています。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものが多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

上記の「一部集団」は、前述の「同和問題」の歴史的定義を踏まえて、「多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成」しており、現在でも、「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているとしています。なお、「最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するもの」が多くなっており、それらの人々も「伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別」をうけているとしています。「同和問題」とは、共同体的集落を形成している人々の問題であるとともに、共同体的集落を離脱した人々の問題でもあるのです。「関係地区住民」の歴史的定義と言ってよいでしょう。「一 同和問題の本質」が定義した「一部集団」とは、被告らがいう「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることは言うまでもありません

ん。

「一 同和問題の本質」では、さらに中世末期・近世初期に遡及して、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」について、次のように説明しています。

すなわち同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。

まず、「同和問題」は、「中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である」としています。主語と述語に齟齬がありますが、文意としては、「同和問題」は封建社会の歴史的条件に規制され、一定地域に形成された集落（同和地区）の問題であり、そこに居住する「同和地区住民」は「最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである」としています。すなわち、「同和地区」も「同和地区住民」も封建社会の一定の歴史的条件のなかで形成されたものとして、より厳密に歴史的に定義されていると言ってよいでしょう。ここでは、「前文」における「関係地区住民」は「同和地区住民」と言い換えられています。

なお、封建社会における「同和地区住民」とは、後述する「解放令」の文言に即して言えば、「穢多非人等」とされた被差別身分の人々のことと言ってよいでしょう。

(3) 「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的・現代的定義（第3の定義）

「一 同和問題の本質」では、さらに、「同和地区住民」の歴史的変遷にかかわって、明治維新以降の「同和地区住民」について、次のように述べています。

しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち明治四年八月二八日公布された太政官布告第六一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放されるための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

封建時代に形成された「同和地区」および「同和地区住民」は、明治四年の「解放令」が形式的な解放にすぎなかったために、「封建時代とあまり変わらない状態のもとに絶望的な生活をつづけてきた」としています。封建制下の「同和地区」「同和地区住民」は、「解放令」が公布されたにもかかわらず、明治維新以降も封建時代とあまり変わらない境遇におかれたとしているのです。

さらに、「一 同和問題の本質」では、大正時代以降や、戦後社会にいたっても、「同和問題はいぜんとして未解決なままでとり残されている」として、次のように述べています。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

「一 同和問題の本質」では、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」とは、封建社会の最下級の身分集団として規定され、一定地域に形成された集落（同和地区）の問題、そこに居住する「同和地区住民」に対する差別の問題であり、明治・大正・戦後社会、そして今日にいたっても、「客観的事実」として存在しつづけているとしています。「同和問題」は、封建時代に形成され、近代・現代にも連続する社会問題であると再定義されていると言ってよいでしょう。「答申」は、第1の定義において、「同和問題」は現代的に定義し、第2の定義において、「同和問題」の形成を歴史的に定義づけ、第3の定義において、「同和問題」を封建時代から明治・大正・戦後から現代に連続する、歴史的・現代的な問題として再定義しているのです（第3の定義）。

なお、衆知のように、「答申」は「同和問題」についての同和対策審議会の基本的な認識を示すものであり、国は「答申」の基本的な認識に基づいて、1969年の「同和対策事業特別措置法」をはじめとする同和関連法令を施行し、関連政策を遂行していくことになります。

こうした「答申」の基本認識は、原告らの「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」との自己定義を否定する被告らの「1 当事者適格性がないこと」などの主張に対する明確な反証と言うべきでしょう。

（4）「答申」における「全国部落調査」の評価と位置づけ

次に、「答申」において、「全国部落調査」が同和問題にかかる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたかについて検証してみましょう。

「答申」「二 同和問題の概観」「(1) 実態調査と同和問題」では、同和対策審議会が実施した「同和地区」に関する基礎調査と、戦前・戦後に実施されたいくつかの調査にふれて、次のように述べています。

同和対策審議会は調査部会を設け、昭和三七年調査として昭和三八年一月一日現在について同和地区（以下「地区」と称する。）に関する基礎調査を実施した。

これまで大正一〇年に内務省により「全国部落統計表」が作成され、昭和に入ってからは、一〇年には中央融和事業協会によって、三三年（三四年に補正）には、厚生省によって調査が実施された。

なお三四年に文部省によって学童数、学級数などの調査が行われた。しかし、これらは各々特定の目的に答えるためのものであり、地区の所在地、世帯数、人口、職業などの点において必ずしも総合的な結果を示していない。

「(1) 実態調査と同和問題」において、同和対策審議会が実施した「同和地区」の基礎調査と、大正一〇年の内務省による「全国部落統計表」、昭和一〇年の中央融和事業協会の調査（これが「全国部落調査」です）、戦後の昭和三三年（三四年に補正）の調査は、おのおの特定に目的に答えるものとしつつも、「答申」が定義する「同和地区」にかかわる調査として、これらの調査は同列に扱われています。

これまでの調査結果と比較すると、地区数は昭和三三年調査より多いが昭和一〇年調査および大正一〇年調査および昭和一〇年調査よりは少なく、同和地区人口は逆に昭和三三年調査（三四年調査による補正值）よりも少なく昭和一〇年調査よりも多い。

また、「(1) 実態調査と同和問題」では、さらに、これらの調査における「同和地区」の地区数および「同和地区人口」が比較されています。これらの調査は、「全国部落調査」を含めて、「答申」が定義する「同和地区」にかかわる調査という共通性を持っていると言ってよいでしょう。

被告らは、「2 訴えの利益がないこと」において、「そもそも、原告らは『全國部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全國部落調査』の内容にも、一切原告らのことは触れられていない」としていますが、原告らは「答申」の定義する「同和地区住民」であり、「全国部落調査」は「答申」の定義する「同和地区」に関する調査であり、原告らは「全国部落調査」にかかる実質的な利害関係を有するものであり、「全国部落調査」の調査内容は原告らが居住する、あるいはかつて居住した「同和地区」にかかわるものであり、被告らの主張は明らかに誤りであると言ってよいでしょう。

なお、「答申」「二 同和問題の概観」「(1) 実態調査と同和問題」は、同和問題を解消するためにこそ、「全国部落調査」を含めて、戦前・戦後に実施された種々の調査を活用しようとしています。私自身の行政体験から言っても、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」にかかわる各種調査は、同和問題を解消するための同和行政・同和教育行政には必須のものです。国や自治体がこれらの調査を活用すれば、同和問題の解消にプラスに働き、被告らのように差別の意図をもって悪用・公開すれば、プライバシーを侵害し、差別を助長することになることをあらためて強調しておきたいと思います。

(5) 「答申」／差別は許しがたい社会悪、差別を司法的に救済する道の拡大

なお、「答申」「五 人権問題に関する対策」「(2) 具体方策」は、次のように述べています。

- I 差別事件の実態をまず把握し、差別は許しがたい社会悪であることを明らかにすること。
- II 差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること。

「答申」の「人権問題に関する対策」「(2) 具体方策」「I」は、「差別は許しがたい社会悪であるこ

とを明らかにすること」と述べています。「答申」は、被告らが「全国部落調査」の出版を目論み、「全国部落調査」をインターネットに掲出し、全国の地区情報を差別的な意図をもってアウェイティングすることが「差別」行為であり、「許しがたい社会悪」であることを明らかにしています。また、「原告らの裁判闘争は、「(2) 具体方策」「Ⅱ」のいう「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を目指すものです。

「答申」の基本的姿勢は、被告らの「差別」行為を「許しがたい社会悪」と指弾し、原告らの裁判闘争を支持するものと言ってよいでしょう。

3. 同和三法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

さて、同和対策審議会の「答申」に基づいて、国は、1969年に「同和対策事業特別措置法」、1982年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」、1987年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を施行し、これらいわゆる同和三法に基づいて、国および自治体の同和対策事業が遂行されていくことになります。

(1) 同和対策事業特別措置法／「同和対策事業」「対象地域」「対象地域の住民」の定義

まず、1969年に「同和対策事業特別措置法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義を見てみましょう。

(同和対策事業)

第二条 この法律において「同和対策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(同和対策事業の目標)

第五条 同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

まず、「同和対策事業特別措置法」の条文には、「同和問題」の文言はありませんが、この法律の名称である「同和対策事業特別措置法」そのものが「同和問題」にかかる「対策事業」の事業を実施する特別措置法であることを示しています。また、第二条では、「同和対策事業」を明確にうたっています。「同和対策事業特別措置法」とは、「答申」の定義する「同和問題」にかかる「対策事業」であることは言うまでもありません。

第一条「目的」では、「同和対策事業」の対象が「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下

「対象地域」という。)」であることを明示しています。ここでいう「対象地域」とは「答申」のいう「同和地区」であると言ってよいでしょう。

第五条「同和対策事業の目標」では、「同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする」としています。ここでいう「対象地域の住民」とは「答申」のいう「同和地区住民」であると言ってよいでしょう。

1969年に「同和対策事業特別措置法」において、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」は「同和対策事業」「対象地区」「対象地区の住民」として定義しなおされているのです。

(2) 「地域改善対策特別措置法（地対法）」「今後における地域改善対策について（意見具申）」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

次に、1982年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義を見てみましょう。

(目的)

第1条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社會的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

「地域改善対策特別措置法（地対法）」の第一条（目的）は、ほぼ「同和対策事業特別措置法」の第一条（目的）をほぼ踏襲しており、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社會的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）」の文言は、「答申」のいう「同和問題」「同和地区」を、「対象地域における（中略）住民」は「答申」のいう「同和地区住民」を踏襲しています。

次に、1987年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を見てみましょう。

(地域改善対策特定事業)

第2条 この法律において「地域改善対策特定事業」とは、旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号。以下「旧地域改善法」という。）第1条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の第二条「地域改善対策策定事業」は、ほぼ「地域改善対策特別措置法（地対法）」の第一条（目的）を踏襲しており、「同和問題」「同和地区」にかかる基本認識も踏襲しています。

なお、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」には、「同和地区住民」「対象地域の住民」の文言は見られませんが、同法の施行に先立って、1886年に出された地域改善対策協議会の「今後における地域改善対策について（意見具申）」「2. 地域改善対策の今日的課題」「（2）今日的課題を達成するための方策」は、次のように述べています。

同和関係者の自立、向上の精神のかん養は、今後の啓発の重要な目標のひとつとして取り上げられる必要があり、そのための積極的な啓発活動が推進されなければならない。また、同和関係者の自立意欲の向上のための民間運動団体の取り組みに期待するところは大きい。

1986年の「今後における地域改善対策について（意見具申）」における「同和関係者」とは、「答申」のいう「同和地区住民」のことです。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」においても、「答申」のいう「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は踏襲されているのです。

4. 一般対策移行後の関連法令などにおける「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

1969年の「同和対策事業特別措置法」、1982年の「地域改善対策特別措置法（地対法）」、1987年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」、これらいわゆる同和三法は2002年に終了し、同和対策事業は特別対策から一般対策に移行することになります。地域改善対策協議会では、特別対策から「一般対策への円滑な移行方策等」を審議する機関として「総括部会」を設置し、1996年、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について（意見具申）」（以下「意見具申」と略称）を出します。

（1）1996年の「意見具申」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

「意見具申」「別添 地域改善対策協議会 総括部会報告書」は、「一般対策への円滑な移行方策等」の審議にあたって、次のような基本姿勢を明らかにしています。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

「意見具申」によれば、「答申」の「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならぬ」との立場を踏襲する形で、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について、以下のようないくつかの方向性が示されています。

ばならない」との指摘を受けて、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としています。

「意見具申」は、「答申」の「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」との基本姿勢を踏襲しつつ、「部落差別」が現存しているとの基本認識を強く持っていることに注目したいと思います。

こうした基本認識に基づいて、「意見具申」「1 同和問題に関する基本認識」は、「同和問題」について、次のように述べています。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

「意見具申」は、「昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない」としており、「答申」の「同和問題」の基本認識を踏襲していることが確認できるでしょう。

さらに、「意見具申」「2 同和問題解決への取組みの経緯と現状」「(2) 現状と課題」は、「同和地区」について次のように述べています。

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

「意見具申」が「答申」の基本認識を踏襲しているように、「意見具申」のいう「同和地区」とは、「答申」の「同和地区」を踏襲しています。

さらに、「意見具申」「2 同和問題解決への取組みの経緯と現状」「(2) 現状と課題」は、「同和地区住民」について次のように述べています。

同和地区の人であるということで約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

「意見具申」の「同和関係者」とは「同和地区の人」であり、「答申」の「同和地区住民」を踏襲しているのです。

このように、特別対策から一般対策への移行の画期をなす1996年の「意見具申」は、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民（同和関係者）」を踏襲するものであり、以後、一般対策移行後の関係法令においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民（同和関係者）」の定義を踏襲することになります。

（2）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

2002年に同和三法が期限切れすることになりますが、特別対策から一般対策への移行に先立って、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されます。

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

同法は、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ」て、国・地方公共団体及び国民の責務として、「人権教育及び人権啓発に関する施策」を推進することを目的としています。上記の「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等」に「同和問題」が含まれることは言うまでもありません。

実際、2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「計画」と略記する）「第4章 人権教育・啓発の推進方策」「2 各人権課題に対する取組」「（5）同和問題」では、次のように述べています。

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題である。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進してきた。

（中略）

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るために人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

「計画」において、「同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ」とされており、「計画」のいう「同和問題」「同和地区」とは、「答申」の「同和問題」「同和地区」を踏襲しています。

なお、「計画」には、「同和関係者」などの文書はありませんが、「計画」「(5) 同和問題」「⑦」では、次のように述べています。

⑦社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）

「計画」が「平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意」すると言っているのですから、「⑦」のいう「住民交流」とは、「同和関係者」と「同和関係者以外の者」との交流を示しています。「計画」においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は基本的に踏襲されていると言ってよいでしょう。

5. 「部落差別解消法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

さて、最後に、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消法」と略記する）について、見てみましょう。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

「部落差別解消法」の第一条（目的）には、「同和問題」の文言はありませんが、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」としているのですから、「答申」の「同和問題」と「部落差別解消法」の「部落差別」とはまったく同義と言ってよいでしょう。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部

部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「部落差別解消法」の第六条（部落差別の実態に係る調査）には、「同和地区」の文言はありませんが、「答申」における同和対策審議会が行った「同和地区」調査や、「意見具申」における地域改善対策協議会が行った「同和地区実施把握など調査」を踏まえると、「部落差別解消法」のいう「部落差別の実態に係る調査」は、「答申」「意見具申」のいう「同和地区」にかかる調査にはなりません。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

「部落差別解消法」の第四条（相談体制の充実）・第五条（教育及び啓発）には、「同和地区住民」「同和関係者」の文言はありませんが、「部落差別に関する相談」の主体は「意見具申」のいう「同和関係者」「同和関係者以外の者」であり、「必要な教育及び啓発」の対象もまた「意見具申」のいう「同和関係者」「同和関係者以外の者」であると言ってよいでしょう。

このように、「部落差別解消法」においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は基本的に踏襲されているのです。

6. まとめとして

ここまで、1965年の「同和対策審議会答申」、1969年に始まる「同和対策事業特別措置法」など同和三法、1996年の「地域改善対策協議会意見具申」、2000年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」、2016年の「部落差別の解消の推進に関する法律」など、長期にわたる同和問題にかかる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」について明確な現代的な定義および歴史的な定義がなされてきたことを検証してきました。

また、「答申」において、戦前の大正期の「全国部落統計表」や、昭和10年の「全国部落調査」や、戦後の昭和33年（34年に補正）調査は、同和対策審議会が行った基礎調査は、共通して、「答申」のいう「同和地区」「同和地区住民」の調査であると評価し、位置づけていることを検証してきました。

冒頭で指摘したように、被告である示現舎合同会社、宮部龍彦、三品順らは、平成28年6月28日付の「答弁書」において、「第2 本案前の抗弁の理由」「1 当事者適格性がないこと」において、「部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることはあり得ない。／その上で、本件の請求は、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることを前提にしているため、部落解放同盟らは原告適格を欠いている」としています。また、「2

訴えの利益がないこと」において、被告らは「そもそも、原告らは『全國部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全國部落調査』の内容にも、一切原告らのことは触れられていない」としていますが、ここまで検証作業によって、これら被告の主張が明らかに誤ったものであることは明白です。

最後に、裁判所に対して、被告らの同和地区情報をアウェーリングするなどの部落差別行為を「社会悪」（「答申」）としてこれを許さず、「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大する」（「答申」）ことに寄与するとともに、被差別当事者を擁護するという法の本来の目的に沿った判断をお願いして、本意見書のまとめとします。